熊谷市「週休２日制モデル工事」試行要領

（趣旨）

第１条　建設業界では、就業者の高齢化や若年層の早期離職など、将来の担い手確保・育成が大きな課題となっており、就業者の処遇改善や休日の確保等、働き方改革を進めることが求められている。

特に、週休２日の実現は、建設業界が魅力的な職場となり、若年者をはじめとする担い手の確保につなげるためにも必要不可欠であり、将来にわたる週休２日の定着に向けて、「週休２日制モデル工事」を試行するものである。

本要領は、熊谷市が発注する建設工事において、「週休２日制モデル工事（以下、モデル工事と呼ぶ。）」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）モデル工事

「週休２日制モデル工事（現場閉所型）（以下、モデル工事（現場閉所型）と呼ぶ。）」及び「週休２日制モデル工事（交替制）（以下、モデル工事（交替制）と呼ぶ。）」の総称をいう。

（２）モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、４週８休以上の現場閉所に取り組む方式。

１）週休２日

①月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、２８．５％（８日／２８日）以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では２８．５％に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、４週８休（２８．５％）以上を達成しているものとみなす。

②通期の週休２日

対象期間において、４週８休（現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

２）対象期間

契約工期のうち、現場着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業

を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

３）現場閉所

対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、１日を通じて現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所及び巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合については、現場閉所日数に含めるものとし、閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。

４）現場閉所日

対象期間中に現場閉所を行う日は、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。

なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

５）現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工事等を開始する日をいう。

６）現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

７）現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間の日数

（３）モデル工事（交替制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら４週８休以上の休日確保に取り組む方式。

１）週休２日

①月単位の週休２日

対象期間において、全ての月で４週８休（対象者の平均休日数の割合（以下、「平均休日率」という。）が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

②通期の週休２日

対象期間において、４週８休（平均休日率が、２８．５％（８日／２８日））以上を達成したと認められる状態をいう。

２）休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を２４時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日について

も、休日に含めるものとする。

３）対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が１週間未満の場合は除く。

４）対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。

元請企業については現場着手日から現場完成日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とする。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間、発注者があらかじめ対象外とする期間は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

５）休日率

休日率＝対象期間内の休日日数÷対象期間の日数

６）平均休日率

平均休日率＝対象者の休日率の合計÷対象者数

（対象とする工事）

第３条　モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。

ただし、モデル工事（現場閉所型）及びモデル工事（交替制）のいずれも困難な工事は、例外的にモデル工事としないことも可能とする。

＜対象外工事の例＞

・緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

・対象期間が１週間未満の工事

（発注方式）

第４条　モデル工事（現場閉所型）による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交替制）とすることができる。

２　モデル工事（交替制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受発注者間で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更できるものとする。

３　発注者は、モデル工事の発注に当たっては、入札公告及び特記仕様書に発注方式を明示するものとする。

（工期の設定）

第５条　発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休２日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、１４日を上乗せするものとする。

２　契約工期の変更理由が、以下に示す受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた
・著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した
・工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた
・資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた
・その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた

（経費の補正）

第６条　モデル工事（現場閉所型）の当初の予定価格において、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。なお、現場閉所率の達成状況を確認後、月単位の週休２日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休２日に変更するものとし、通期の週休２日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

（１）「モデル工事（現場閉所型）」の補正係数

経　　費	月単位の週休２日	通期の週休２日
労　務　費	１．０４	１．０２
機械経費（賃料）	１．０２	１．０２
共通仮設費	１．０３	１．０２
現場管理費	１．０５	１．０３

※市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

２　モデル工事（交替制）の当初の予定価格においては、月単位の週休２日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた補正を行うものとする。なお、平均休日率の達成状況を確認後、月単位の週休２日に満たない場合は、請負代金額の補正係数を通期の週休２日に変更するものとし、通期の週休２日に満たない場合は、補正係数を除した変更契約を行うものとする。

（１）「モデル工事（交替制）」の補正係数

経　　費	月単位の週休２日	通期の週休２日
労　務　費	１．０４	１．０２
現場管理費	１．０３	１．０１

※市場単価方式及び土木工事標準単価による週休２日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

（実施方法）

第７条　発注者は、入札公告に「モデル工事」である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。

２　現場着手前に、以下のとおり対応するものとする。

（１）受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。

（２）受注者は、対象期間中、「モデル工事」である旨を見やすい場所に明示する。

３　対象期間中は、以下のとおり対応するものとする。

（１）モデル工事（現場閉所型）

１）現場閉所を行う場合は、監督員が事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。なお、監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「現場閉所実績報告書（様式１）」の確認が困難であるため、電子メールなど後々確認ができる連絡方法が望ましい。また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合

・週間工程会議等により監督員が事前に把握している場合

・官公庁の休日の場合

２）監督員は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努める。

３）受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

（２）モデル工事（交替制）

１）受注者は、毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト（様式２）」を監督員に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し休日確保状況について監督員の確認を受ける。

２）受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導する。

４　現場完成時には、以下のとおり対応するものとする。

（１）受注者は、現場完成日以降３日以内に、モデル工事（現場閉所型）においては「現場閉所実績報告書（様式１）」を、モデル工事（交替制）においては最終月の「休日確保状況チェックリスト（様式２）」及び「休日確保実績報告書（様式３）」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

（２）発注者は、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じ、週休２日に係る経費に

ついて、必要となる変更契約を行う。

（３）現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

（工事成績評定における評価）

第８条　工事成績評定における加点は行わない。なお、週休２日が達成できなかったことによる減点はない。

（その他）

第９条　その他必要な事項は別に定める。

附則

本要領は令和４年４月１日から施行する。

附則

本要領は令和４年７月１日から施行する。

附則

本要領は令和５年１月１日から施行する。

附則

本要領は令和５年７月５日から施行する。

附則

本要領は令和６年１０月１日から施行する。

ただし、令和６年９月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の試行要領を適用することとする。